

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会

第 2 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 5 月 1 8 日（火）午後 1 時 3 0 分から
場 所：粉河ふるさとセンタ - 2 階 視聴覚室

那賀 5 町合併協議会

会 議 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

1．新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール（案）

2．新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

5 その他

6 次回開催日程等について

6月 日 時 粉河ふるさとセンタ - 2階 視聴覚室

7 閉 会

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	えのもと よしゆき 榎 本 喜 之	打 田 町
副委員長	まつうら たけし 松 浦 猛	貴志川町
委 員	なん き かずこ 南 木 和 子	打 田 町
	すぎはら いさお 杉 原 勲	粉 河 町
	やなぎもと ますよ 柳 本 益 代	
	くろ だ しちろう 黒 田 七 郎	那 賀 町
	かり や もとのり 仮 屋 肇 昇	
	やまおか としふみ 山 岡 年 文	桃 山 町
	つ だ よしか 津 田 愛 珂	
	たけむら ひろあき 竹 村 広 明	貴志川町

１．新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール（案）

協 議 会		小 委 員 会		備考
開 催 日	案 件	開 催 日	案 件	
H16. 3. 30	第 1 回合併協議会 議会議員の定数及 び任期検討小委員 会設置を承認	H16. 4 . 9	第 1 回小委員会 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 検討事項の確認・協議	
H16. 4. 22	第 2 回合併協議会 ・ 第 1 回小委員会の 委員長報告			
H16. 5. 28	第 3 回合併協議会 ・ 第 2 回小委員会の 委員長報告	H16. 5. 18	第 2 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 今後のスケジュール（案） ・ 設置選挙、定数特例、在任特例の選択 の協議	
		H16.6.中旬	第 3 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 設置選挙、定数特例、在任特例の内 1 つを決定 ・ 議員定数の協議 ・ 選挙区を設けるか否かの協議	
H16. 6. 24	第 4 回合併協議会 ・ 第 3 回小委員会の 委員長報告	H16.7.中旬	第 4 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 議員定数の決定 ・ 選挙区を設けるか否かの決定 ・ 選挙区数とその定数の協議	
H16. 7. 29	第 5 回合併協議会 ・ 第 4 回小委員会の 委員長報告 ・ 状況中間報告			
H.16 .8.26	第 6 回合併協議会 ・ 第 5 回小委員会の 委員長報告 新市の議会議員の 定数及び任期の確 定	H16.8.中旬	第 5 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 選挙区数とその定数の決定	
			新市の議会議員の 定数及び任期の確 定	

2 . 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

(1) 次のいずれの制度を適用するか選択する。

地方自治法及び公職選挙法の原則（設置選挙）を適用する。

合併特例法の議会議員の定数特例制度を適用する。
定数特例適用定数

合併特例法の議会議員の在任特例制度を適用する。
在任期間

(2) 議員定数 （新市の条例で定める議員定数）

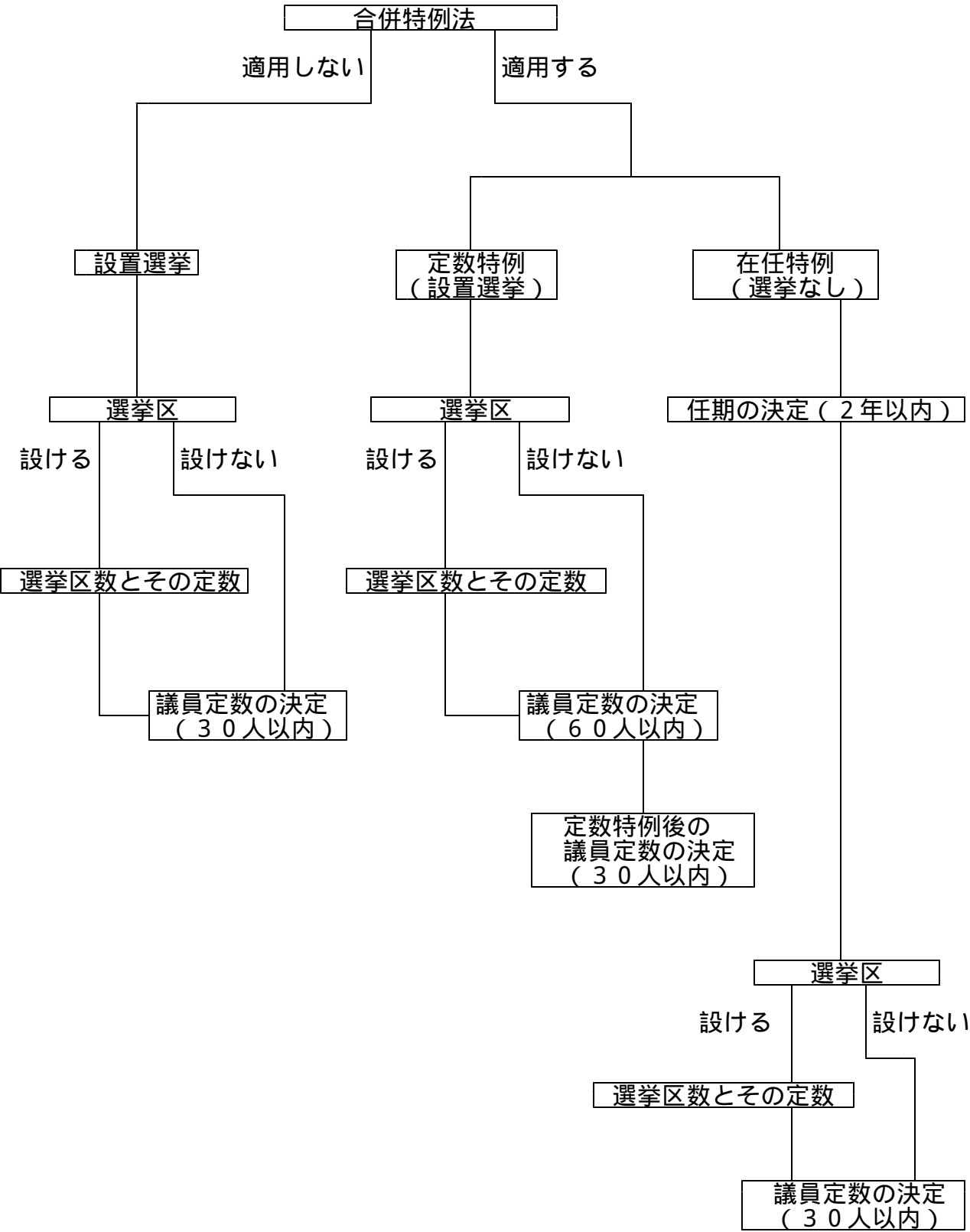
(3) 選挙区を設けるか否か。

選挙区を設ける場合

選挙区数

選挙区毎の定数

協議事項の方向性



協議事項について

設置選挙（原則）

- 議員定数について
30人以内で協議の上決定しなければならない。
廃置分合により新たに市町村が設置される場合、条例案を審議すべき議会自体が未成立であり、新設市町村により議会定数を定めることができないため、合併前に旧市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。なお、この場合の告示された定数は条例により定められた定数とみなされます。（地方自治法第91条第7項～10項）
- 選挙区について
公職選挙法第15条第6項の選挙区を設けるかどうか。
選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。

名 称	合 併 期 日	新市の人口	議 員 定 数		
			合併前(定数合計)	合併後法定上限数	合併後定数
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協（京都府）	H16.4.1	65,578	102	30	30
高島地域合併協議会（滋賀県）	H16.10.1	52,826	68	30	30
柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協（兵庫県）	H16.11.1	72,862	94	30	30
田辺広域合併協議会（和歌山県）	H17.5.1	85,646	68	30	30

定数特例（合併特例法第6条）

- 議員定数について
法定数の上限の2倍以内 30人×2＝60人以内で協議の上決定。
- 選挙区について
公職選挙法第15条第6項の選挙区を設けるかどうか。
選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。
- 特例期間経過後、最初に行われる選挙の際の議員定数を協議の上決定。
30人以内で協議の上決定しなければならない。
廃置分合により新たに市町村が設置される場合、合併前に市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。（地方自治法第91条第7項～10項）

名 称	合併期日	新市の人口	議 員 定 数			
			合併前(定数合計)	特例による定数	合併後法定上限数	合併後定数
佐渡市町村合併協議会(新潟県)	H 1 6 . 3 . 1	7 2 , 1 7 3	1 4 0	6 0	3 0	3 0
三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(広島県)	H 1 6 . 4 . 1	6 1 , 6 3 5	1 0 6	3 8	3 0	2 6
砺波地域市町村合併協議会(富山県)	H 1 6 . 1 1 . 1	6 0 , 1 8 2	9 4	3 4	3 0	3 0
佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会(大分県)	H 1 7 . 3 . 3	8 4 , 4 4 9	1 1 8	4 4	3 0	未定

在任特例(合併特例法第7条)

- 在任期間について
2年以内で協議の上決定。
- 選挙区について
公職選挙法第15条第6項の選挙区を設けるかどうか。
選挙区を設ける場合の定数配分をどうするか。
- 特例期間経過後、最初に行われる選挙の際の議員定数を協議の上決定。
30人以内で協議の上決定しなければならない。
廃置分合により新たに市町村が設置される場合、合併前に市町村で協議し、議決の上、告示しなければならない。(地方自治法第91条第7項～10項)

名 称	合併期日	新市の人口	特例期間	議 員 定 数		
				特例期間の定数	合併後法定上限数	特例後の定数
宇摩合併協議会(愛媛県)	H 1 6 . 4 . 1	9 4 , 3 2 6	1年11ヶ月間	7 3	3 0	3 0
竜王町・敷島町・双葉町合併協議会(山梨県)	H 1 6 . 9 . 1	7 1 , 7 0 6	1年8ヶ月間	5 7	3 0	3 0
志摩地域合併議会(三重県)	H 1 6 . 1 0 . 1	6 1 , 6 2 8	1年1ヶ月間	7 6	3 0	2 6
八日市市・永源寺町・五箇荘町・愛東町・湖東町合併協議会(滋賀県)	H 1 7 . 2 . 1 1	7 7 , 3 6 2	9ヶ月間	7 2	3 0	2 4